市場経済化と国際経済への統合を推し進めてお り、現在までに7つの自由貿易協定(Free Trade Agreement: FTA)· 経済連携協定(Economic Partnership Agreement: EPA) を締結し、その他 交渉終了・未発行が1協定、交渉中が6協定ある。ベト ナム政府が重視しているのは、環太平洋パートナーシッ プ (TPP) ¹⁾ と EU・ベトナム自由貿易協定 (EVFTA) であり、今後協定が発効すれば、米国、EUへの輸出増 加2 など、ビジネス拡大が期待されている。一方、頻繁 な法改正や、運用の不透明さなどマイナス面も顕在化し ている。

(参考) 1 ベトナムドン=0.00464円(2013年期中平均)

日本からの直接投資の推移、企業進出状況

(1) 直接投資推移

2012年の世界の対越新規直接投資(認可ベース) は、1,100件(前年比0.8%増)、78億5,400万ドル(同 32.0%減)であった。認可額が大きく減少した要因は、 大型投資案件が減少したことによる。3) 国・地域別で新 規直接投資(認可ベース)を見ると、日本は270件(前 年比29.8%増)、40億700万ドル(同2.2倍)で、件数、 金額ともに1位となった。次いで、韓国、香港、シンガ ポールと並んでいる。業種別では、加工・製造の新規認 可額が47億9.600万ドル(前年比8.1%減)となり、全 体の約6割を占めている。2位の不動産が13億5,600万 ドル(同82.9%)と大きく伸びた。2011年2位の建設は、 金融引き締め策の影響もあり、6位1億8.200万ドル(同 ▲82.4%) と大幅に減少した。

2013年1~11月期の新規直接投資は138億ドルと前 年同期に比べて73.3%増えた。韓国企業のスマートフォ ンやタブレット型 PC の新工場建設を決めるなど、投資 の8割弱が製造業となっている。

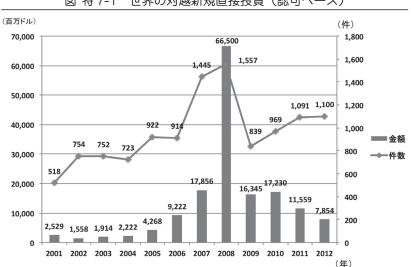


図 特 7-1 世界の対越新規直接投資(認可ベース)

資料出所:ベトナム計画投資省 (MPI)

■3) 2010年と11年の投資額には、20億ドル超えの石炭火力発電所建設案件が含まれていた。

序

国

^{■ 1)} 参加 12 カ国。越、日、ブルネイ、マレーシア、シンガポール、豪、ニュージーランド、加、米、メキシコ、ペルー、チリ。越は 2010 年 3 月より交渉参加。

^{■ 2)} 主な輸出品目は、米国向けは繊維、水産加工物と木工製品等、EU 向けは繊維及び履物。米国とは 148 ドル、EU とは 115 億 ドルの貿易黒字(2012 年)。

[ベトナム]



資料出所:ベトナム計画投資省 (MPI)

表 特7-3 国・地域別対内直接投資(2012年新規・認可ベース)

(件、100万ドル)

		(IT: 100)) 1.76)
	件数	金額
日本	270	4,007
韓国	243	757
香港	43	549
シンガポール	89	488
キプロス	2	376
中国	69	302
台湾	52	192
ドイツ	20	186
マレーシア	37	116
英国	31	110
フィンランド	1	1
合計(その他含む)	1,100	7,854

資料出所:ベトナム計画投資省 (MPI)

(2) 進出状況

外資系企業の数は、2011年10.177社となっており、 2005年と比べて3倍近くに増加している。また、日本商 工会加盟企業数は、2012年1,052社となり、2005年441 件の2倍以上となった。中小企業による投資が多いのが 特徴である。4)

ベトナム政府は、2015年の ASEAN 統合に向け、製 造業の裾野産業の拡大を急いでおり、現在、中小製造業 の誘致を積極的 に行っている。

表 特7-4 業種別対内直接投資(2012年新規・認可ベース)

(件、100万ドル)

	件数	金額
加工・製造	498	4,796
不動産	10	1,356
小売り・流通等	175	431
情報・通信	79	395
倉庫・運輸	28	209
建設	81	182
医療・社会支援	5	137
電力・水道等	13	89
専門サービス	146	63
鉱山	6	62
芸術・娯楽	5	44
ホテル・飲食	15	34
合計(その他含む)	1,100	7,854

資料出所:ベトナム計画投資省 (MPI)

図 特 7-5 外資系企業数の推移



資料出所:ベトナム統計局 (GSO) 「Statistical Handbook2012」

^{■ 4)} ベトナムの韓国系企業は 2,000 社以上と推計される。(2013 年 7 月時点) http://www.jetro.go.jp/biznews/51e5fe28683f8

アジア7か国の労使紛争とその解決制度について

3 労使紛争 ……

(1) ストライキ手続50

社会主義国であるが、1994年労働法典でストライキ は労働者の権利として認められており、その手続等につ いて詳細な規定が置かれている。労働組合がある職場で は、その労働組合の執行委員会がストライキを組織・指 導する。労働組合がない職場では、上部労働団体が労働 者の要請に基づきストライキを組織・指導する。手続は、 以下の通り。

- ① 労働組合執行委員会の委員及び生産グループのリー ダーの意見を聴取する。
- ② 聴取した意見の50% 超が労働組合執行委員会の案 に賛成した場合に、労働組合執行委員会は書面でスト ライキの決定を行う。
- ③ ストライキ開始日の少なくとも5営業日前に、労働 組合執行委員会はストライキの決定書を雇用者に送付 し、同時に省レベル国家管理機関及び省レベル労働単 体に送付する。ストライキ開始日時までに雇用者が労 働組合の要求を受け入れない場合、労働組合執行委員 会はストライキを組織・指導する。

(2) 違法ストライキ

ストライキは労働法に詳細な規定が置かれているが、 実際はほぼ100%が違法ストライキとなっている。この 理由としては、基礎労働組合のが組織されていない企業 が多いこと、組合がストライキに対して消極的であるこ と、健全な労使間交渉の経験が少ないこと、労働者への 教育不足、違法に対する実効性に乏しい法制度及びその 制度運用、そもそも法律の手続が煩雑であることがあげ られる。

一部の労働者が不満を労働組合とは関係なく表明し、 事前に団体交渉などが一切なく、いきなりストライキが 発生することが多い。中間管理職や外部の人間がストラ

イキを扇動することもある。ストライキの首謀者がはっ きりしないため、ストライキ終了後、処罰するのが困難 である。

職場放棄が5日以上になれば解雇が合法となるが、ほ とんどが4日以内で収束している。政府や法曹界は違法 ストライキに対して、労働者側に立つことで事態の収束 を図る傾向がある。7)

(3) ストライキ推移

労使関係は比較的安定していて、2006年まではスト ライキはあまり発生しておらず、日本以外のアジア系工 場において、最低賃金を下回ったり、労働者に対する暴 力があったりといった違法行為に対して発生する程度で あった。

2005年海外直接投資の増大®により、ベトナム国内 では数千人規模の工場設立ラッシュが起こり、労働力不 足による賃上げ圧力が高まった。賃上げ交渉の多くが正 規の手続を経ないで行われる違法ストライキによって 行われ⁹⁾、ストライキを沈静化するため、2006年2月に は地域別最低賃金のうち、外資系企業の最低賃金が引き 上げられた。10) 最低賃金改定額は、各社の予想上昇率11) を大きく上回り、約40%の大幅な上昇となった。また、 施行日まで1ヶ月未満と短く、混乱に拍車がかかった。

ストライキが発生した会社が、その後大幅な賃上げで ストライキを収拾したこと、ストライキが最低賃金引上 げに結びついたことにより、2006年以降、ストライキ は激化し、企業の国籍・業種・規模を問わず連鎖的に波 及した。

2009年はリーマンショック後の経済不況で一旦件数 は減ったが、世界経済の回復及びインフレ再高騰の兆し があり、2011年には大幅に増加した。政府はベトナム 労働総連合12) に対しストライキが半減するよう指示して おり、消費者物価指数 (CPI) が2012年以降5~7% ¹³⁾

^{■ 5)} 労働法第 209 条~ 222 条。

^{■6)} 本稿5参照。

^{■ 7)} 違法ストライキは罰則の対象となっているが、罰則を科された事例は存在しないと言われている。

^{■8)} 世界の対越新規直接投資(認可ベース)は、2004年22億ドル、2005年43億ドル、2006年92億ドル。図特7-1参照。

^{■9) 2005} 年年末、南部のアジア系企業で行われた。

^{■ 10)} 表特 7-8 参照。

^{■ 11)}約 25%。

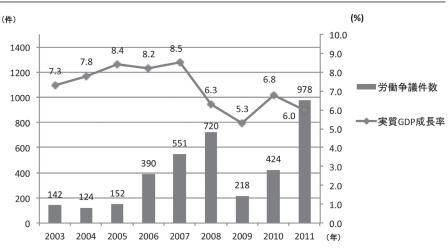
^{■ 12)} 本稿 5 (2) 参照。

^{■ 13)} 図特 7-9 参照。

特集 [ベトナム]

と落ち着いているため、ストライキの件数は2012年532 件¹⁴ と半減し、2013年355件¹⁵ と更に減少している。

図 特 7-6 労働争議件数の推移



資料出所: 2003 ~ 2008 年「Labour and Social Trends in Vietnam 2009/10] MOLISA,ILO 2009 ~ 2011MOLISA 発表。内閣府経済財政分析統括官付海外担当「月例海外経済データ」

2008年から2012年の全国主要29省でのストライキ発生件数は3,061件¹⁶⁾で、うち、国営企業が0.27%、非国営企業20.45%、外資系企業は2,391件の79.28%を占めた。大部分が台湾・韓国を中心とした外資系企業¹⁷⁾で行われている。業種別では、繊維・縫製分野が約3割と最大比率を占め、木材加工分野、靴加工分野、電気部品製造などで多く見られる。

日系企業のストライキはもともと皆無であったが、2006年以降、賃金引上げを要求するストライキが見られるようになった。2010年の外資系企業の国別ストライキ件数を見ると、339件中、台湾128件、韓国109件と、両国で約7割近くを占めており、日本は26件と占める割合は低い。18)

(4) ストライキ発生理由

ストライキの大半は、賃金ないし賞与に関する紛争である。賃金・賞与が低い、賃金・賞与の不払い・遅延、

理由のない賃金控除、祝祭日の割増賃金の不払い、時間 外労働の割増賃金の不払いなどがあげられる。一般的に、 テト(旧正月)前の1月頃にストライキが発生すること が多く、それは各企業の賞与の時期であり、テト開けに は、昇給などが行われることが多いためとされている。

また、長時間労働の削減、職場環境の改善、社員食堂の食事改善、使用者が労働者と労働契約書を交わさなかったこと、使用者の労働者に対する厳しすぎる管理と粗暴な対応への抗議などもストライキの理由としてあげられる。

日系企業は一般的に、賃金や労働環境が平均以上で労使関係も良いため、ストライキは少ない。ただし、ストライキを行えば賃金が上がると、誤った認識を持つ労働者がおり、賃上げを求めて安易にストライキをおこすことがある。また、最低賃金より高い水準で給与を支払う企業が多いが、最低賃金が引き上げられた際に、それより低い上昇率だとストライキが発生する可能性がある。

^{■ 14)} U.S.Department of State [2013 Investment Climate Statement-Vietnam]

^{■ 15)} ベトナム労働総連合 (VGCL) 把握数。

^{■ 16)} ストライキ件数は、積極的に届け出はされず、不確かな統計資料であると指摘されている。 2008 ~ 2012 年全国主要 29 省ストライキ件数は、海外職業訓練協会より。 http://www.ovta.or.jp/info/asia/vietnam/vnm_20131009_1.html

^{■ 17)} 外資系企業は強いコンプライアンスが求められ、現地の法制度を遵守している。そのため、一部の労働者はそこを見越してストライキで揺さぶりをかけているとも言われている。

^{■ 18)} ベトナム労働総連合(VGCL)によると、2013 年のストライキ 355 件中、韓国系企業 98 件、台湾系企業 75 件、中国系企業 20 件、日系企業 18 件であった。

アジア7か国の労使紛争とその解決制度について

(5) ストライキ例

イ 景気拡大期のストライキ

2008 年や2011 年のように消費者物価指数が20%を超えるような時には、ストライキが多発する。大きな破壊行為が発生することは少ないが、以下の違法行為が確認されている。

・ガソリンを撒いた放火未遂、汚物を撒くいやがらせ、ドアの損壊、日本人の乗った車輌への汚物、スプレー、投石行為、駐車中の社有車のタイヤの空気を抜く、ビラ撒き、勤務につこうとする労働者への脅迫・いやがらせ、違法ストにより解雇されたリーダー数名による、他の労働者に対する傷害事件。

□ 福利厚生の充実を求めたストライキ ~昼食の改善~

食堂の完備¹⁹ や、昼食費の全額又は一部を企業が負担することが一般的である。労働者にとって、福利厚生の充実、特に昼食を中心とした食事の充実は、非常に重要であり、より食事の優れた企業への転職することもある。

食事の量、質、種類など食事内容の不満によるストライキが発生している。同じ工業団地内の会社の方が食事の量が一品多い、味がおいしいと評判であるといった理由や、食事に十分火が通っていないという理由で、ストライキが簡単に発生している。また、昼食費の支給額増を求めるストライキも発生している。

ハ 日系企業ストライキ

2006年には南部に工場を置く日系企業で突然10数件、1万人以上が参加する大規模なストライキが発生した。これは、他の外資系企業におけるストライキが飛び火したものであり、当時の最低賃金の大幅な引上げによって、それまでの長期勤務者との賃金差がなくなったことや、既に比較的高い賃金を得ていた日系企業労働者の不満が広がったとみられている。また、ストライキ急増の背景には、インフレにより労働者の生活が相対的に苦しくなっていたこともあげられる。

■ 19) 工場内の社員食堂で、現地調理が行われるのが一般的である。

ニ 最近のストライキ

(イ) 最低賃金引上げに伴うストライキ

2013年7月1日から一般最低賃金が105万ドンから 115万ドンに引き上げ²⁰⁾られたことが発端となり、給与 引上げを求めるストライキが南部の一部外資系大規模工 場で数件発生した。

近隣に日系企業も存在したが、ストライキは発生しなかった。日頃から福利厚生の充実や従業員との対話促進などの労務対策を行ってきたことが功を奏したとされている。

(□) 最低賃金額の上昇率以下の給与引上げ企業でストライキ発生

2013年2月に南部の外資系企業にてストライキが発生した。同年1月1日より改定された最低賃金額の上昇率並の賃上げを要求するものであった。ストライキ発生当初の参加労働者は450人程度だったが、最終的に全労働者の約1600人が参加した。最低賃金は、35万ドン引き上げられ235万ドンとなったが、同社は不景気の理由で10万ドンの賃上げとし、精勤手当も1万ドンカットすると発表した。労働者側は、不景気のため販売不調で賃上げができないという会社の理由は納得できないと反発した。同輸出加工区労働組合が仲介に入った。

(ハ) その他

景気低迷時である2012年冬から2013年旧正月(2月上旬)にかけて、南部の工場においてストライキが散発した。韓国系や台湾系企業に限らず、日系企業でも発生した。賃金を引き上げていてもストライキが発生しており、2012年にストライキがなかった反動ではないか、景気が良くて忙しい企業で起こるのではないか、在庫が少ない企業で起こる、などと報道されている。

最低賃金より高い賃金水準を支払っている日系企業に おいても、最低賃金の引上げに際して、より高い賃金水 準を求めてストライキが発生する可能性がある。

^{■ 20)} 本稿 4 (1) 参照。

(1) 最低賃金

経済成長率、消費者物価指数などに合わせて最低賃金の引上げが続いているが、消費者物価上昇率の上昇率が 最低賃金の上昇率を上回っている状況時には、労働者の 不満となり、ストライキの要因となっている。

イ 根拠規定

最低賃金は労働法²¹⁾ 及び最低賃金規定²²⁾ に基づき、 政府が決定している。

最低賃金とは、通常の労働条件で最も単純な業務を行う被用者に支払われる最低位の金額であり、被用者及び彼らの家族の最低の生活需要を保障できるように設定することとされている。²³⁾

口 決定方式

政府は、ベトナム労働総連合、雇用主の代表者と協議し、 被用者及び彼らの家族の生活の必要、経済社会状況²⁴⁾、 及び労働市場での賃金額に基づき、国家賃金審議会の提 案による地域別最低賃金額を公表する。

国家賃金審議会は、2013年5月1日に施行された改正 労働法において、最低賃金について政府に提言する機関 として、新設されたものである。労働傷病兵社会問題省 (MOLISA)、ベトナム労働総連合、中央の雇用代表組 織の代表者から構成されている。

消費者物価指数の高騰等により、労働者の実質賃金下がった場合は、労働者の実質賃金を確保するため、最低

賃金は再調整される。

産業別の最低賃金額は、産業別集団の交渉を通じて設定され、産業別集団労働協約に記載されるが、政府が公表した地域別最低賃金を下回ってはならない。

ハ 設定方式

全国一律の一般最低賃金と地域別の地域別最低賃金の2種類ある。対象は以下のとおり。

- ① 一般最低賃金²⁵: 国営機関、政府機関、国営企業法 に基づく企業で働く労働者。
- ② 地域別最低賃金:労働者を雇用する企業(外資系企業含む)、協同組合、農業従事者、家族、個人及び機関・組織で働く労働者。

ニ 最低賃金の推移

(イ) 一般最低賃金26)

近年毎年引上げが続いている。2012年には105万ドンと26.5%上昇したが、2013年7月は115万ドン、9.5%と上昇率は低下した。後述する2013年の地域別最低賃金の上昇率約17.0%に比べ低い上昇率となっている。

一般最低賃金の引上げは、2009年以降毎年5月の実施が慣例化していたが、2013年は「景気後退による国の収入減」²⁷⁾を理由に、2カ月遅らせるよう2012年11月の国会で決議されていた。また、2013年に130万ドンまで引上げられる予定だったが、「財源確保が困難」として115万ドンへの引上げにとどめられた。

表 特 7-7 一般最低賃金の推移

衣 付 7-7 放取的复数切在物										
(単位:ドン)										
	2001年	2003 年	1月	2005年	1月	2006年1月		2008年	1月	
			上昇率		上昇率		上昇率		上昇率	
一般 最低賃金	210,000	290,000	38.1%	350,000	20.7%	450,000	28.6%	540,000	20.0%	
2009	年5月	2010年5月 2011年5月		5月	2012年5月		2013年7月			
	上昇率		上昇率		上昇率		上昇率		上昇率	
650,00	20.4%	730,000	12.3%	830,000	13.7%	1,050,000	26.5%	1,150,000	9.5%	

^{■ 21)} 労働法第91条、92条。

^{22) 33/2009/}ND-CP

^{■ 23)} 最低賃金を技能職の初任給の目安としている企業が多いが、現在の最低賃金は国民の生活に必要な最低生活費の 60% 程度しかないといわれている。 最低賃金だけでは生活が苦しい状況で、夫婦共稼ぎや副業を行っている人が多数いるといわれている。

^{■ 24)} 経済成長率、消費者物価指数等。

^{■ 25)} 社会保険料算定の根拠となる。

^{■ 26)}公務員の賃金が低すぎるために不正や収賄が横行しているとの見方もあり、賃上げによる公務員のモラル向上が期待されている。

^{■ 27)} 国内総生産(GDP)と輸出入の伸び悩みによる税収減に加え、2012 年 1 ~ 9 月期に生産・経営を支援するため、20 兆ドン相当の税金を減免・納付猶予を実施したことも影響。

(□) 地域別最低賃金

国内企業と外資系企業と分けて設定それぞれについて 定められていたが、2011年10月にWTOにおける公約 に沿って、国内企業と外資系企業の最低賃金が一本化さ れ28)、以降も上昇傾向が続いている。

a 2013年 ~引上げ幅は16.1~18.0%~

2013年1月にはすべての地域で引き上げられ29、エリ ア1 (ハノイ市、ホーチミン市など) では200万ドンか ら235万ドンと17.5%上昇した。引上げ額については、 2012年8月に在ベトナム日本商工会と大韓商工会議所 に対して公聴会が実施された。政府の当初引上げ案は 35%、25%の大幅な引上げであったが、インフレが5~ 7%と落ち着いている中での大幅な引上げに対して、外 資系企業等から反発があり、慎重に行われることとなっ た。

b 2014年 ~引上げ幅は14.3~16.7%~ 2013年10月に国家賃金審議会は2014年の最低賃金引

上げに関する政令改正案を政府に提出した。改正案では、 2013年からの引き上げ幅は、15.2~17.0%であった。30)

同審議会の議長を務めるファム・ミン・フアン労働傷 病兵社会問題省次官は「最低賃金は労働者の最低限の生 活が保障され、一方で企業が事業をする上での健全性が 保たれなければならない」と説明している。その上で同 次官は今回の最低賃金引上げ案について、「ベトナム労 働総連合側の提案は最高で36%の引上げだったが、経 済成長の鈍化による企業側の経営状況を考えた場合、大 幅な引上げはコスト負担が大きくなる。このため同審議 会で検討の結果、現在の改正案になった」と述べ、労使 双方に配慮したものだとしている。

2013年11月、国家賃金審議会の政令改正案にほぼ沿っ た内容で、政府は2014年の最低賃金引上げに関する政 令を公布した。31)32)

しかし、インフレ率が落ち着いているにもかかわらず 引上げ幅が大きいため、労働集約型の製造業にとってコ スト負担が大きくなるものとみられる。

表 特 7-8 地域別最低賃金の推移

(単位:ドン)

				(=	= ly · l· / /
	2000年~2005年	2006	年	2008	年
	2000 4 ~2005 4		上昇率		上昇率
エリア 1: ハノイ・ホーチミン市内	626,000	870,000	39.0%	1,200,000	37.9%
エリア 2: ハノイ・ホーチミン市外、主要地方都市部	556,000	790,000	42.1%	1,080,000	36.7%
エリア 3: 地方都市	487,000	710,000	45.8%	950,000	33.8%
エリア 4: その他僻地	-	-	-	920,000	-

2010	年	2011 年		2011年 2011年10月		2013 年		2014年	
	上昇率		上昇率		上昇率		上昇率		上昇率
1,340,000	11.7	1,550,000	15.7%	2,000,000	29.0%	2,350,000	17.5%	2,700,000	14.9%
1,190,000	10.2%	1,350,000	13.4%	1,780,000	31.9%	2,100,000	18.0%	2,400,000	14.3%
1,040,000	9.5%	1,170,000	12.5%	1,550,000	32.5%	1,800,000	16.1%	2,100,000	16.7%
1,000,000	8.7%	1,100,000	10.0%	1,400,000	27.3%	1,650,000	17.9%	1,900,000	15.2%

資料出所: MOLISA

注:2000 ~ 2011 年は地域別最低賃金のうち、外資系企業の最低賃金。

^{■ 28)} Decree70/2011/ND-CP

^{■ 29) 103 / 2012 /} ND - C

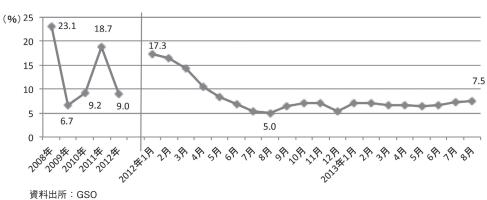
^{■30)} 改正案は2013年比で、エリア1が17.0%増、エリア2が16.7%増、エリア3が16.7%増、エリア4が15.2%増。

^{■ 31)} 政令 182号(182/2013/ND-CP)

^{■ 32) 2014}年の地域別最低賃金は、2013年7月の一般最低賃金の115万ドン、前年比9.5%増と比べて金額も引上げ幅も大きい。

[ベトナム]

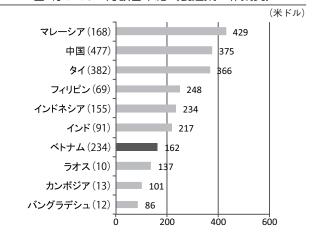
図 特 7-9 消費者物価上昇率の推移



(川) 今後の動き

2012年8月の共産党中央委員会にて、「2015年までに 実際の最低生活費と最低賃金の水準を一致させる」とい う方針が打ち出された。最低賃金改定スケジュールによ れば、2015年に310万ドンに引き上げることを目標とし ており、今後もインフレ率を上回る毎年20%程度の引 上げが行われる可能性がある。

図 特 7-10 月額基本給(製造業・作業員)



資料出所: JETRO「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査(2013 年度)」

注:カッコ内は回答企業数。基本給は諸手当を除く。2013年10月時点。

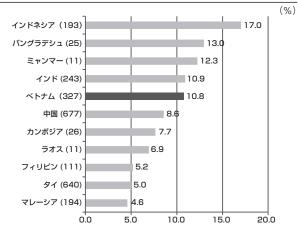
イ 賃金制度

労働者の賃金は、労働契約において両当事者間で合意 した上、労働の能率及び成果に応じて支払われる。労働 者の賃金は、政府が定めた最低賃金を下回ってはならな U)_o 33)

(2) 賃金動向

ベトナムの労働者の賃金は中国やタイの4割程度と なっている。(ジェトロ「在アジア・オセアニア日系企業 活動実態調査」(2012年度)) 他方、賃金の上昇傾向は続 いており、2013年度から2014年度の賃金上昇率は10.8% とアジア各国同様高い伸び率となっている。うち、製造 業では12.3%、非製造業では8.5%の伸びとなっている。

図 特 7-11 賃金上昇率(2013年度→2014年度)



資料出所: JETRO「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査(2013 注:カッコ内は回答企業数。2013年10月平均為替レートで米ドル換算。

賃金表、等級別賃金表及び労働ノルマを策定する場合、 事業主は企業内労働組合執行委員会より意見を聞かなけ ればならない。賃金表及び等級別賃金表は、会社の本店 が所在する省又は中央直轄市の労働管理機関へ登録し、 企業内で公表しなければならない。

^{■ 33)} 労働法第90条

時間外労働に対して、通常の就労日では基本給の少 なくとも150%、毎週の休日では基本給の少なくとも 200%、公休日又は有給休暇中では基本給の300%が支 払われる。

ロ 賃金データ

(イ) 賃金推移

2006年以降、ほぼ毎年最低賃金が改定され、最低賃 金以上の賃金を支払っている企業においても、企業規模 に関わらず賃金が上昇する傾向が続いている。

2007年~2011年の賃金上昇率は、168.5%、男性は 168.0%、女性は174.6%と高い上昇率となった。都市 農村部別では、都市部が84.9%、農村部が149.1%と農 村部の上昇率の方が高くなっている。2011年~2012年 でみると、20%前後の賃金上昇率となり、引き続き高 くなっている。

2012年の月額賃金は375万7千ドンと、地域別最低 賃金(エリア1)の200万ドンの2倍近い金額となった。 2013年第三四半期の月額賃金は、407万2千ドンであり、 今後も上昇が続く見込みである。

賃金は、男性が女性より高く、都市部が農村より高い 傾向が続いているが、都市部と農村部の賃金格差は縮小 傾向にある。

表 特 7-12 平均月額賃金推移

(単位: 千ドン)

							(+12 - 1 1 - 7	
	2007	2007 2009 2010 2011 2012	0010	0044	0040	賃金上昇率		
年	2007		2011 2012		2010 2011 2012 2007		2007 ~ 2012	2011 ~ 2012
月額賃金	1,399	2,395	2,519	3,105	3,757	168.5%	21.0%	
男性	1,464	2,562	2,668	3,277	3,923	168.0%	19.7%	
女性	1,280	2,175	2,297	2,848	3,515	174.6%	23.4%	
都市部	2,415	3,671	2,940	3,629	4,466	84.9%	23.1%	
農村部	1,271	2,023	2,183	2,687	3,166	149.1%	17.8%	

資料出所: GSO 「Report on the 2012 Vietnam labour force survey」

(0) 賃金内訳(2013年10月1日)

所有形態別にみると、国営企業が最も高く、501 万5千ドン、次いで外資系企業が464万3千ドンと非国 営企業の351万9千ドンに比べ高くなっている。

産業別にみると、サービス業が465万4千ドンと最 も高く、工業・建設業385万3千ドン、農林水産業260 万4千ドンと続いている。

学歴別では、大学以上が634万6千ドンと、技術専門 なし327万4千ドンの2倍程度の金額となっている。ま た、都市部の大学以上は668万7千ドンと高くなってい る。

表 特 7-13 所有形態・産業別平均月額賃金 (2012年~2013年第3四半期)

(2012 年 - 2013 年第 3 四十朔)								
							(単位:	チドン)
			2012	2年	2013年			
		Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3
□ # 5		3,905	3,573	3,766	3,805	4,316	3,997	4,072
月額 賃金	男性	4,073	3,764	3,924	3,952	4,481	4,172	4,238
<i>y</i> , <i>x</i> .	女性	3,667	3,293	3,532	3,586	4,086	3,749	3,832
		4,772	4,238	4,525	4,561	5,511	4,945	5,015
国営	男性	5,097	4,533	4,789	4,764	5,816	5,237	5,269
	女性	4,390	3,886	4,215	4,322	5,158	4,611	4,711
		3,313	3,148	3,302	3,333	3,585	3,445	3,519
非国営	男性	3,499	3,373	3,504	3,542	3,811	3,669	3,735
	女性	2,972	2,723	2,902	2,912	3,178	3,030	3,107
		4,812	4,219	4,356	4,425	5,148	4,579	4,643
外資系	男性	5,546	4,675	4,835	4,971	5,794	5,123	5,255
	女性	4,399	3,957	4,104	4,136	4,800	4,292	4,322
## 11		2,618	2,450	2,521	2,593	2,777	2,502	2,604
農林 水産業	男性	2,769	2,673	2,753	2,853	2,960	2,756	2,870
*3****	女性	2,363	2,045	2,085	2,126	2,457	2,020	2,080
— **		3,785	3,442	3,615	3,670	4,097	3,777	3,853
工業・ 建設業	男性	3,955	3,652	3,775	3,824	4,304	3,981	4,032
Z_1Z/K	女性	3,504	3,093	3,347	3,403	3,778	3,453	3,566
# 1.7		4,377	4,000	4,230	4,270	4,963	4,617	4,654
サービス 業	男性	4,630	4,230	4,444	4,452	6,172	4,850	4,880
710	女性	4,086	3,723	3,968	4,049	4,716	4,347	4,382

注) Q1:4月1日、Q2:7月1日、Q3:10月1日、Q4:1月1日 資料出所:GSO [Report on labour force survey Quarter4,2012], [Report on labour force survey Quarter3,2013 Table 13

表 特 7-14 学歴別平均月額賃金(2013年10月1日)

		(単位	: 千ドン)
	合計	男性	女性
月額賃金	4,072	4,238	3,832
技術専門なし(No qualification)	3,274	3,425	3,036
職業訓練(Vocation training)	4,516	4,659	3,979
専門学校(Secondary vocational school)	4,380	4,675	4,113
カレッジ (College)	4,716	5,098	4,499
大学以上(University and over)	6,346	6,924	5,711
都市部	4,765	5,038	4,414
技術専門なし(No qualification)	3,651	3,838	3,406
職業訓練(Vocation training)	4,833	4,949	4,417
専門学校(Secondary vocational school)	4,744	5,158	4,411
カレッジ (College)	4,825	5,180	4,601
大学以上(University and over)	6,687	7,265	6,020
農村部	3,489	3,623	3,275
技術専門なし(No qualification)	3,057	3,214	2,782
職業訓練(Vocation training)	4,174	4,353	3,475
専門学校(Secondary vocational school)	4,023	4,257	3,785
カレッジ (College)	4,609	5,006	4,405
大学以上(University and over)	5,456	5,953	4,977

資料出所: GSO「Report on labour force survey Quarter3,2013」Table 12

地域別では、日系企業が多く進出している、ハノイ 市544万5千ドン、ホーチンミン市506万6千ドンが高く なっている。また、ハノイ市、ホーチミン市から近い、 北部や南東部が高くなっている。大規模工業団地の開 発で注目を浴びているベトナム第3の都市ダナン34)を含 む、北・南中部沿岸地域はメコンデルタ地域に次いで低 い賃金となっている。

表 特 7-15 地域別平均月額賃金(2013 年 10 月 1 日)

(単位: 千ドン)

		(- ' ' - '
	合計	男性	女性
月額賃金	4,072	4,238	3,832
都市部(Urban)	4,765	5,038	4,414
農村部(Rural)	3,489	3,623	3,275
北部内陸・山岳地域 (Northen Midlands and Mountains)	4,152	4,138	4,171
紅河デルタ地域(*) (Red River Delta)	3,951	4,153	3,659
北·南中部沿岸地域 (North and South Central Coast)	3,627	3,755	3,402
中部高原地域 (Central Highlands)	3,939	4,117	3,700
南東部(*)(South East)	4,257	4,473	4,007
メコンデルタ地域 (Mekong River Delta)	3,192	3,422	2,813
ハノイ市(Ha Noi city)	5,445	5,725	5,089
ホーチミン市(Ho Chi Minh city)	5,066	5,395	4,654

(*) ハノイ市、ホーチミン市除く。

資料出所: GSO「Report on labour force survey Quarter3,2013」Table 11

^{■ 34)} 中部の中央直轄市。ダナン日本商工会登録日系企業 56 社 (2012 年 12 月末)。

賃金労働者は増加傾向にあるものの、約3割程度であ り、一人事業主と無償家族労働者が労働者の大部分を占 めている。労使関係は大多数の国民に取ってはなじみの ないものであり、国有企業及び外資系企業に勤務する一 部の国民にとっての関心事項となっている。

(1) 労働組合

労働組合法 (Law on Trade Unions) 35) が、労働組 合の結成、労働組合の権利・義務等に関して規定してい

労働組合は、従業員や労働者層の大きな政治・社会組 織として自主性の原則の下で設立され、政治体制の一員 となる。従業員、公務員、委員や労働者の代理人となり、 国家機関、経済組織及び社会組織労働者の法的な権利及 び利益を管理し、保護する責任を負う。また、国家の管 理、経済社会の管理、もしくは国家機関及び組織、機関、 企業の監督、調査、監視を受けるほか、労働者に対して 自己の知識、職業技能の向上、法令の遵守、ベトナム社 会主義共和国の建設及び防衛のための啓発、教育を行う 組織である。³⁶⁾

機関、組織、企業に就労しているベトナム人労働者 は、労働組合を結成し、これに加入し活動する権利を有 する。37) 管理職も労働組合に参加可能であるが、外国 人労働者は労働組合に参加することはできない。38) 財 源は、①組合員からの組合費、②事業主(機関、組織、 企業)から支払われる給与から社会保険料を差し引いた 額の2% 39)、③国家予算からの拠出金又は補助金などと なっている40。

すべての経済社会分野において労働組合の設立は可能 である。設立準備において、上級組合により省市の組合 の執行委員会が、最大12カ月の期間任命される。その後、 上級組合は、新しい組合の執行委員会を選出するため組 合会議を組織するよう省市の組合の執行委員会を支援し なければならない。一度設立された組合については、パー トナーシップ設立のため、地方当局と関連組織に通知す る。

(2) ベトナム労働総連合

(Vietnam General Confederation of Labour: VGCL)

ナショナルセンターに相当する組織であり、労働組合 法によりその設立及び役割について定められている。① 国の行政機関及び使用者の代表と協力して労働関係に関 する問題を議論し、かつ当該問題を解決する、41) ②職 業紹介、職業訓練、相互扶助及び法律相談を行い、労働 者のため地域福祉施設を設置し、労働法典等に定める権 利を実現するものとされている。

2007年時点で VGCL は690万人の労働者で構成さ れている。VCGL の加入者はベトナム全体の労働者数 の20%にあたり、全雇用労働者の約45%に相当する。 VCGL によると、連合への加入率は部門毎によって大き く異なり、公営部門では95%、国営企業では90%、外 資投資企業では55%、非国営企業で35%となっている。

VGCL を中央組織とする系統下にある労働組合のみ 設立可能とされている。この組織系統における上部組織 は、下部組織の連合体というよりも、下部組織の指導・ 監督機関としての性格が強い。その系統の末端にあるの が、企業などの各事業所単位で設立される基礎労働組合 である。

基礎労働組合は、組合員と被雇用者の合法的で正当な 権利と利益を代表し、守る役割を担う。集団労働協約、 賃金テーブル、就業規則などの規則に関して、参加、交 渉、締結及び履行を監視する。また、労働争議の解決に 参加し支援を行い、雇用主と対話、協力して、企業等で 調和的、安定的、進歩的な投資関係を構築する。42/43/

^{■ 35)} 日本の労働組合法に相当する。1990年制定。2012年6月20日に改正、2013年1月1日施行された。

^{■ 36)} 労働組合法第] 条

^{■ 37)} 労働組合法第5条

^{■ 38)} ILO 条約87号(結社の自由及び団結権の保護に関する条約)及び98号(団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約)は未批准。

^{■ 39)} 組合員の人数に関わらず、当該職場単位の労働者全員に対する給与が対象。

^{■ 40)} 労働組合法第26条

^{■ 41)} 労働組合法第12条

^{■ 42)} 労働組合法第 188 条

^{■ 43)} 基礎労働組合がまだ設立されていない場合は、事業所の直属の上部労働単体が責任を履行する。

(3) 使用者団体

使用者側を代表する全国レベルの団体には、ベトナム 商工会議所 (Vietnam Chamber of Commerce: VCCI) とベトナム協同組合連合(Vietnam Co-operative Alliance: VCA) の二つがある。両者とも、国家政策 の改正、立案等に参加している。政府は VCCI と VCA の両者を使用者代表として見ており、ILO年次総会には 両者が交互に出席する。

VCCIは、非国有企業及び大半の外資系企業を代表し ている。研修、情報提供、企業フォーラム開催等企業発 達の支援を行っている。VCAは、協同組合や中小企業 を主な会員とする団体で、全国各地に支部を設置してい る。44)

(4) 労使間の対話促進

雇用者と被雇用者間で情報を共有し、相互理解を深 め、職場の良好な労使関係づくりを目的として、新たに 2013年改正労働法で、職場における労使間の対話が規 定された45。職場における民主的規則の履行に関する政 令46)により詳細規定が明確化され、最低3ヵ月に1回の 労使代表による定期対話40 と、1年に1回の被雇用者全 員との職場集会48)を義務付けている。その内容は、企 業のビジネスプラン、生産計画、経営状況、労働条件、 賃金体系、報奨制度、労務環境、労使それぞれの要求な ど多岐にわたる。49)

違法ストライキが発生した際、決定的な解決方策はな く、ケースバイケースの対応が行われている。50) 違法ス トライキに対して、法的手続による解決が難しく51)、通

常ストライキ主導者に対する処罰がほとんどないとみら れている。52) 事業主は、工業団地の担当者や行政関係 者と連絡をとり、ストライキの解決を図っているが、政 府・法曹界の対応は必ずしも十分ではなく、労働者側を 支援し、事態の収束を図る傾向が強いとされる。

日本は、違法ストライキに対してベトナム政府と連携 して対応を行っており、ベトナム政府は、ストライキの 手順の明確化、違法ストライキに対する解決手順などに ついて、法制度の準備を進めている。

(1) 労働調停協議会及び人民裁判所

労使間で紛争が生じた時は、まず両当事者による直接 交渉及び協議によって解決を図るべきものとされてい る。当事者同士で紛争の解決が図られないときは、労働 調停協議会による調停、それでも解決が図られないとき は、人民裁判所に対する提訴を行うかストライキに訴え ることができる。人民裁判所は通例7~20日間で解決 案を労使に提示することが多い。

(2) ストライキの延期・中止に係る改正労働法細則が施 行

イ ストライキの延期、中止

2013年改正労働法の主要変更点の1つだった政府によ るストライキの延期・中止の決定と解決指令53)につき、 その詳細規定が政令で明確にされた。54) ストライキが 国家経済や公共利益に重大な損害を及ぼすおそれがある と判断される場合55、ストライキの中止命令の権限を、 現行の首相から、省レベル人民委員会委員長が持つこと に変更された。

^{■44)} その他、ホーチミン市産業経営者協会(Association of Industrialists in Ho Chi Minh City)、タクシー組合(Taxi Cooperation)、外資系企 業経営者クラブ (Club of FIEs's Directors) 等職業別組合もあり、非政府組織として機能している。

^{■ 45)} 労働法第63~65条

^{■ 46)} No.60 / 2013 / ND - CP。2013 年 6 月 19 日付公布、8 月 15 日施行。

^{■ 47)} 雇用者は自らの責任で3ヵ月に1回、労働組合執行委員会と職場における定期対話を準備し開催しなければならない。また、双方の要求に応じ、 雇用者は別途臨時の職場における対話を開催する責任を有する。

^{■ 48)}被雇用者が 100 人以上の企業はその代表者を選出し、代表者との対話も可能(ただし 101 ~ 1,000 人の場合は最低 50 人 + 100 人ごとに 5 人、1,001 - 5,000 人の場合は最低 100 人+ 1,000 人ごとに 20 人、5,001 人以上の場合は最低 200 人の参加が必須)。

^{■ 49)} 中小の日系進出製造業にとって、きめ細やかな対応を取るのは負担が大きいと懸念されている。

^{■50)} 当局の法令遵守の概念が乏しく、違法行為に対して毅然とした対応をとらない場合が多い。

^{■51)} 労働法では、ストライキが合法か違法かを判断するのは、裁判所が行うこととされているが、非常に長い時間がかかるため、企業にとっては目の 前で発生しているストライキの解決手段として裁判所は選択肢に入らない。

^{■ 52)} ストライキ主導者が労働者以外にいる場合もあり、その主導者が特定されない場合も多い。

^{■ 53)} 労働法第 221 条

^{■ 54)} 政令 No.46/2013/ND-CP。2013 年 5 月 10 日公布、7 月 1 日施行。

^{■55)} 例えば、天災、火災、疾病又は緊急事態が発生している地域でのストライキや、暴力をもたらし、投資家の資産、生命に損害を与え、公共の秩序 や安全を侵害するストライキ。

アジア7か国の労使紛争とその解決制度について

(イ) ストライキの延期

- ① 労働組合の執行委員会がストの続行を決定した際、 延期に該当する場合、労働傷病兵社会局(DOLISA) の局長は、県レベル人民委員会委員長と検討の上、省 レベル人民委員会委員長にストライキの延期を要求し なければならない。
- ② 省レベル人民委員会委員長は、内容確認後、ストの 延期を決定し、県レベル人民委員会委員長、省レベル の労働局長、及び労働仲裁評議会の会長、労働組合の 執行委員会に直ちに通知する。
- ③ 上記①~②までは48時間以内に実行しなければな
- ④ 省レベル人民委員会委員長によるスト延期の決定 後、関連部署は24時間以内にストを延期させなけれ ばならない。

(ロ) ストライキの中止

- ① 行っているストライキが、中止に該当すると判明し た場合、労働傷病兵社会問題部は、県レベル人民委員 会委員長にストライキの中止を要求しなければならな い上申する。
- ② 県レベル人民委員会委員長は、検討後省レベル人民 委員会委員長へストライキの中止を要求しなければな らない。また、労働傷病兵社会問題局の局長へ報告す る。
- ③ 労働傷病兵社会問題局の局長は、中止要請書を受け た後、省レベル人民委員会委員長に自らの意見を提言 する。
- ④ 省レベル人民委員会委員長は、検討の上、ストの中 止を決定し、県レベル人民委員会委員長、労働傷病兵 社会問題局の局長、労働仲裁評議会の会長及び労働組 合の執行委員会に直ちに通知する。
- ⑤ 上記①から④までは12時間以内に実行しなければ ならない。
- ⑥ 関連機関、組織、個人は省レベル人民委員会委員長 によるスト中止決定書の受理後、12時間以内にスト を中止させなければならない。
- ⑦ 県レベル人民委員会委員長は、省レベル人民委員会 委員長によるスト中止の決定後24時間以内に省レベ ル人民委員会委員長にスト中止の結果報告をしなけれ

ばならない。

ロ 違法ストライキの解決手順

正規の手順・手続きを踏まない違法ストライキに対す る、ベトナム当局の解決手順・手続も明確になった。違 法ストライキに対しては、地区の人民委員会に通知し、 地区の人民委員は通知受領後12時間以内調停に乗り出 さなければならない。今後の運用状況を見極める必要は あるものの、労務問題に悩む日系進出製造業に期待が持 たれている。

- (イ) ストライキの組織・指導において、2013年改正労 働法212条及び213条の規定に従っていない場合、 省レベル人民委員会委員長はストの手順・手続に違 反があるとの認定決定書を出し、直ちに県レベル人 民委員会委員長に通告する。
- (ロ) 省レベル人民委員会委員長の通告を受けた時点から 12時間以内に、県レベル人民委員会委員長が議長 となり労働局、労働組合、直接関連する機関や組織 と協力して、雇用者、事業所内の労働組合又は上部 労働組合の執行委員会と面談し、解決の支援を行い、 生産経営活動を復帰させる。

7 まとめ …………

(1) ストライキ

違法ストライキが多発している一因は、健全な労使間 交渉の経験の少なさ、労働者への教育不足、違法に対す る実効性に乏しい法制度及びその制度適用にある。労働 者への各種教育は労働組合法に明確に示されているが、 まだ、健全な労使関係の構築及びその主体となるべき健 全な労働組合の組織化への対応が遅れていると言える。 労使ともに発展する協調型労使関係の確立、それを可能 とする健全な労働組合の育成と合法的団体交渉の確立を 労働行政担当官及び労働者に指導し、違法ストライキ及 び無秩序な交渉を排除する必要がある。適正な労使関係 の 構築がいかに重要であるかを理解し、健全な労使交 渉を行わせるために行政と労働組合総連合とが主体的に 行動する必要がある。

(2) 日本の支援

日本は、ベトナムにとって長年に亘り最大の援助国で あり、日本からの直接投資認可額は、2012年では件数・ 金額とも第1位である。日越間の投資・貿易促進のため の枠組みとして日越共同イニシアティブ56)を行ってい る。これは、ベトナムのビジネス環境改善を目的として、 2003年4月、日越両国首脳の合意により設置されたもの である。日越両国政府と日本経済界の三者の枠組みであ り、日越両国が合意した行動計画に基づき、現地日本商 工会、大使館等が支援し、ベトナムが投資環境を改善す るために実施すべき内容を「行動計画」として日越両国 で取りまとめ、約2年を1サイクルとして取り組み、実 施後の進捗評価57)を日越両国で実施している。

2003年12月から日越共同イニシアティブ・フェーズ1 が開始され、2012年12月にはフェーズ4が終了した。58) 日越官民関係者が一体となって取り組んだ結果、行動計 画の80%以上が実現した。これらの取組は、日越双方 から高く評価され、今後も続けていくことで両国間が合 意し、2013年7月からフェーズ5 が開始された。新たに 法制度・運用の分野を対象とし、法制度間の矛盾や地方 ごとの制度運用の相違についての課題に取り組むことと なっている。59)

労働分野では、以下のとおり、労働法改正、違法ス トライキの対処、最低賃金法の作成など労使関係及び労 働環境の改善に向けた取組を行っている。日本は、今後 もベトナム側の要望を踏まえて、必要な支援を行ってい <。

フェーズ2(2006年7月~2007年11月)

- (イ) 違法ストライキに対する厳正な対処(の)
- 行動計画

- ① ストライキに関する労働法の改正に際し(2006年 前半の国会提出、後半の国会で決議)、日本商工会か らの書簡による求めに応じ意見聴取を行う。
- ② 改正労働法の実施細則の策定に際し、日本商工会か らの書簡による求めに応じ意見聴取を行う。
- ③ 違法ストライキが発生した場合、改正労働法及び実 施細則に従って処分を行う。
- ④ 当局より労使双方に対し、違法ストライキが発生し た際の当局の対応を理解させるための普及活動を行 う。
- ⑤ 日本企業において違法ストライキが発生した場合、 日本側から求めがあれば、ベトナムの関係国家機関が 法律に基づいて解決策を探るための相談に応じる。

b 行動計画の進捗結果

日本商工会は MOLISA に対し意見書を2回送った。 MOLISA は日本商工会からの意見を踏まえ改正案を作 成した。MOLISA はベトナム商工会議所通じて企業に 対する研修を実施し、労働組合を通じて労働者に対する 研修を実施した。法改正の啓蒙については、政府の法律 啓蒙計画に則り行う予定。南部の工業団地に違法ストに 対応するためのタスクフォースを設置し、地方の労働局 と工業団地局が参加した。違法ストが発生した際には夕 スクフォースが介入し、案件によっては MOLISA が直 接介入して解決を図った。

(1) 外資系企業及び国内企業の最低賃金統一61)

地域別最低賃金の統一スケジュールの策定を行動計画 とし、MOLISA は2007年~2012年までの同スケジュー ル案を策定し、首相に提出した。また、MOLISA より 日本側に賃金政策策定に関する支援が求められた。

^{■ 56)} 詳細は在ベトナム日本国大使館 HP 参照。 http://www.vn.emb-japan.go.jp/jp/economic/Joint-Initiative-index.html

^{■ 57)} 進捗評価は、「◎ (実施済み)」、「○ (予定通り)」、「△ (遅延)」、「× (実施せず)」の4段階。

^{■58)} 過去の成果としては、①日本人に対する 15 日以内の短期滞在 (観光・商用) ビザの免除 (フェーズ 1)、②投資総額に占める法定資本金の下限 (30%ルール) の撤廃 (同)、③外資系企業と国内企業の最低賃金の統一 (フェーズ 2)、④輸入計画登録制度の廃止 (同)、⑤国際間陸路輸送通関の 24 時 間対応実現(フェーズ 3)、⑥知的財産権侵害に対する罰則強化および摘発のための制度改善(同)、などがある。行動計画の 80% 以上が実施済み。

^{■ 59)} 法制度運用、税制、運輸・通関など 13 分野から構成され、日本側が改善を求める 100 項目の行動計画に基づき、今後日越双方で議論が行われる。フェーズ 5 は 2014 年末までの予定。「これまでの継続案件となっている課題の重点化」に加えて、「小売・金融等のサービス産業関連の法制度整備」「工業 化戦略と連携した経済発展基盤の強化」の3カテゴリーに分けて行動計画を策定。

^{■ 60)} 行動計画 WT3-1

^{■ 61)} 行動計画 WT3-2

ロ フェーズ3(2008年11月~2010年12月)

(イ) 適切な労使関係の構築62)

「労使.協調型」の労使関係の確立と健全な労働組 合の組織化についての日越共催のセミナーを開催し た。更により具体的な労使協調関係を構築するため、 MOLISA、VGCL と日本企業との間で労使協調フォー ラムを実施した。また、MOLISA は、日本企業の協力 を得て従業員に対する労働法等法令遵守に関する啓蒙活 動を行った。

(ロ) 違法ストライキに対する厳正対処(8)

違法ストライキは、操業の一時停止やペースダウンに つながり、事業運営に悪影響があるが、違法ストライキ が発生しても、即時停止させる有効な手立てがなかった。 また、ストライキが合法か違法か判断するのは裁判所が 行うこととされており64)、解決に非常に時間がかかって いた。そのため、違法ストライキ発生後の対処について 行動計画をたて、ベトナム政府と連携し対応を行ってい る。

a 行動計画

- ① 違法なストライキに対処するため、各地方に労働行 政機関、公安当局、人民委員会等などの関係行政機 関が連携してタスクフォースを設立する(2008年12 月まで)。タスクフォースには、企業からの違法なス トライキに関する情報を受け付けるホットラインを設 ける。
- ② タスクフォースは、違法ストライキが起こる兆候(違 法ストライキを扇動するビラ、落書き等) があった場 合、企業側と情報をシェアし、必要な対処を行う(扇 動者がいる場合は取締りを行う等)。
- ③ 違法ストライキが発生した際、各企業はホットライ ンに通報する。タスクフォースは、通報を受けた後、 担当者と制服警官を派遣し、「違法ストライキを速や

かに中止し、散会すべき」旨記した書簡を労働者宛に 直ちに発行し、違法ストライキを速やかに散会させ、 労働復帰をさせる等の早期解決に向けた対策を講じ る。また違法ストライキを煽る扇動者について、日本 企業の求めに応じて、情報の共有化を図り、取締りを

- ④ 違法ストライキが散会した後、タスクフォースは、 労働者と使用者とが適切に折衝できるよう努める。
- ⑤ 違法ストライキ解決後、政府、労働者、使用者は、 以後の違法ストライキの防止・抑制のために必要な対 処をする(セミナー開催、扇動者の情報共有等)。
- ⑥ ベトナム当局は、企業の申入れに応じ、違法ストラ イキを煽る不適切な記事の掲載に対する報道機関への 指導を行う。

b 行動計画の進捗結果

日本側から提供を申し入れた21省における Task Force List (Hot Line も記載)を入手し、日本企業に 配布した。2010年8月には MOLISA に対し、扇動者の 情報共有と対策の実施を依頼した。

(川) 最低賃金の改定案の定期的な意見交換60

最低賃金を技能職(ワーカー)の初任給の目安として いる企業が多い現状から、最低賃金は労働者が生活水準 を維持できるレベルで設定されるべきであるが、現実は 物価高騰が激しく、適切に設定されていない。消費者物 価指数の上昇率が最低賃金の上昇率を上回っている状況 が労働者の不満となり、ストライキの要因の一つになっ ている。そのため、毎年9月に中央政府に提出される最 低賃金の内容について、ベトナム当局と日本商工会と の間の意見交換を定期的に行うことを行動計画とした。 2009年より意見交換を実施し、日本商工会より意見書 を提出している。

^{■ 62)} 行動計画 WT3-1

^{■ 63)} 行動計画 WT3-2

^{■ 64)} 労働法第 223 条~ 234 条。

^{■65)} ベトナムには、地方分権の制度は存在せず、地方における人民委員会(地方政府に相当)、人民評議会(地方議会に相当)が国家権力の地方機関と して権限を有する。人民委員長は、地方政府の長に相当する。行政単位には、中央(Central government)、省級(Province)(省、中央直轄都 市)、県級(District)(県、省属の市、市社、区)、社級(Commune)(社、市鎮、坊)の4段階あり、末端の行政単位である社級の行政単位のうち、 社が農村であり、それ以外が都市である。

^{■ 66)} 行動計画 WT3-3

ハ フェーズ4(2011年7月~2012年11月)

(イ) 最低賃金法の作成及び発行(57)

最低賃金の定義が明確でなく、最低賃金の決定のプロ セスで不明確な部分が多いため、最低賃金に対する理解 が低い、また、政府が規定する最低賃金が、国民の生活 実態又は実感と合っていないため、企業が最低賃金を 守っている又は最低賃金上昇額を意識した賃上げを実施 しているが、労働者がその水準に不満を持ち、結果的に ストライキが発生する。そのため、最低賃金法の作成を 準備するため、研究・意見交換を実施することを行動計 画とした。

2011年、MOLISA は日本側に対して、最低賃金法策 定のロードマップを知らせ、又、技術支援を要請した。 2012年、日本の最低賃金関連法の事例研究、専門家に よる勉強会実施を決めた。JICA 支援により厚生労働省 から専門家を派遣し、日越各々の事情や意見の聞き取り を行った上、日越双方の担当者及び MOLISA 賃金関係 の関係者が出席し、最低賃金関連法の勉強会を実施、同 時に今後のベトナムの最低賃金法策定に関する意見交換 を実施した。また、今後法制化作業の過程で意見交換の 機会を持つことで合意した。

(ロ) 法令順守に向けたサポート体制の確立 68)

新たな法令の発令に際し、行政側の周知についても不 十分な側面があり、企業側の認識不足による意図せぬ 法令違反が発生している。そのため、新たな法令の発 令に関し、周知徹底方法の改善についての意見交換を 行った。関係行政機関による定期的なセミナーの開催、 MOLISA は、日本企業と協力して、労働者に対する労 働法の宣伝、周知を行うことで合意した。

(資料出所)

- ・ベトナム労働傷病兵社会問題省(MOLISA) http://english.molisa.gov.vn/
- ·ベトナム統計局(GSO) http://www.gso.gov.vn/default_en.aspx?tabid=491
- · 日本貿易振興機構(JETRO)

- http://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/ http://www.jetro.go.jp/biznews/
- ・在ベトナム日本国大使館 http://www.vn.emb-japan.go.jp/index_jp.html
- · 日本労働研究機構(JILPT) http://www.jil.go.jp/foreign/index.htm
- · 海外職業訓練協会(OVTA) http://www.ovta.or.jp/info/asia/vietnam/index. html
- · 国際労働財団 (JILAF) http://www.jilaf.jp/nc_view/masters/view/102
- ·一般財団法人海外産業人材育成協会(HIDA) http://www.hidajapan.or.jp/
- ・「ベトナムの労働法と労働組合」斉藤善久著(株)明 石書店

^{■ 67)} 行動計画 WT2- (2) ■ 68) 行動計画 WT2- (3)